

第四十三回 参議院法務委員会會議録第二十号

昭和三十八年六月十八日(火曜日)

午後二時三十六分開会

委員の異動

六月十四日

後藤 義隆君

小宮市太郎君

六月十五日

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

温水 三郎君

後藤 義隆君

事務局側

常任委員

西村 高兄君

会専門員

白井 滋夫君

法務省刑事

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

白井 滋夫君

局参事官

に關する応急措置法案を議題といたし

ます。

質疑を行ないます。

○稲葉誠一君 この法案について

いろいろお聞きしたいわけなんです

が、実は私もこれはいろいろな學者の意見とか

あるいはその他の人の書物などをすつ

と今調べているのですが、なかなか十

分にまだいっていませんので、少し

くこまかい点になるかも知れません

が、何回かに分けてお聞きをしてい

たい、こういうふうな考えを。結

局、この法律についての一つの私ども

の建前としては、憲法違反の判決が

あったわけですから、さらに憲法違反

の処分を生まないような法改正を行

なつて、法体系が混乱しないようにす

る義務があると同時に、憲法解釈に

よつて影響を受けるほかの法令につ

いてもいろいろ再考をして、さらに違憲

判決を誘致しないようなものに仕上げ

ていかなければいけない、こういうふ

うに基本的に考えるわけなんです。

そこで、お聞きしたいのは、この法

律を作るときに關係方面からの意見聴

取をしたということが言われておるん

ですが、法務省としてはどういふ方面

の意見をまず聴取されたのか、お伺

いしたいわけなんです。特にこれは裁判に

あたつて一番大きな問題になるわけ

ですから、最高裁判所關係の意見なりそ

ういうふうなものを法務省として十分

に聞いて、それを法案の中に取り入れ

て立案をされたかどうか、これをひと

つ——そればかりじゃないです、関

係方面というのはありますけれども、

それを含めてひとつお聞きをしたいわ

けです。

○政府委員(竹内寿平君) 立案に際し

ましての基本的な考え方は、ただいま

稲葉委員の仰せのとおり、全く私ども

同じ考え方に出發いたしております。

そして、この法案につきましては法制

審議会にかけるところをいたしまして

した關係もありまして、最高裁判所事

務當局とは密接に連絡をいたしまして

しはば会合をいたしまして御意見を

聴取したほか、刑事法學者の御意見等

もいろいろ承りまして、そしてせつ

く作る法案でございますので、この法

律がもしできた場合にまた違憲の判決

を受けるというふうなことでまこと

に相なりませんので、その点を十分考

慮いたしまして作りましたわけござ

います。

○稲葉誠一君 最高裁判所にお尋ねし

たいんですが、今法務省では最高裁と

はしはば会合していろいろ意見を聴

取されたというふうなことを言われる

のですが、私どもも聞いています範囲で

は、どうもこういう法案の立案のとき

には法務省が単独でやる傾向が強過ぎ

て、最高裁の意見を十分に聴取しない

行き方がある、絶えずその關係がうま

くいかないというふうなことも一部で

聞くわけですが、どの程度最高裁の意

見を聴取されて、この法案の中で一

どこに最高裁の意見というものが十分

に生かされておるでしょうか。どの程

度意見の聴取、協議というものが行な

われたのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎

君) 法務省の刑事局長から御説明の

ありましたとおりに、最高裁のほうに

対しましてこの問題につきましては

相当早い時期から御協議がございま

して、担当の局は刑事局でございま

す。折衝して意見も申し上げておるやう

でございます。こまかい点の点が最高裁

の意見が生かされたかという点につ

きましては、ちよつと経過の詳細は私存

しませんので、必要がありますれば刑

事局長に答えてもらうことにいたしま

す。

○稲葉誠一君 じゃ、最高裁の刑事局

長、今事務局長が言われたこととお

わりの範囲のことであればひとつ

お答えを願いたいと思ふんです。最高

裁の側の意向がどの程度この部門に

意見がいられておるかという点につ

いて。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝

君) 法務省側との連絡の点は、今総長

の言われたとおりでございます。密接な

連絡をいたしております。裁判所側の

意見として法務省側に考慮を促したと

いいますか、そういう点は、主として裁

判所の訴訟運営の面から見まして、第

三者が訴訟事件に参加して弁論をす

る、そのために本来の刑事被告事件の

進行が不当におくれないうに保障し

ながら、同時に参加する第三者の権利

をできるだけ防衛するように、こうい

うに。

審議会に關する政令で法制審議会のこととはきまつておるわけでございますが、その政令に、民事、刑事の基本法についてというふうになつておりまして、これは基本法の範圍は一体どうなるのかということになりますが、これは過去の運用の実績等を参考にいたしまして運用しておるわけでございますが、まあ本件につきましては事情が許す限り法制審議会にかけて提案をするのがいいと思ひましたけれども、何卒緊急に立案することが必要とされまして關係もありまして、今言つたような手配をしながらそれにかけないで直接国会に御審議を願うようにいたしたわけでございます。

○稲葉誠一君　これは判決が出たのは去年の十一月二十八日ですか、判決が二つありますが、今度の国会が始まるときには提案されなくて、去年の十二月に国会が始まつたわけでしよう、すつとおくれてこの法案は提案されたわけですね。どういうわけなんですか。

○政府委員(竹内寿平君) この法案自身をこらんだいただきますとわかりますように、条文の数は十三条でございますけれども、こへまとめさせていただきますけれども、私どもはもとより寝食を忘れて努力をいたしました結果でございます。それがお過ぎるというお言葉でございますけれども、私どもの無能のいたすところでございますけれども、われわれといたしましてはできるだけの努力をいたしました。やつこの国会に間に合せておわけてございます。

○稲葉誠一君 私はお過ぎるということをおっしゃるのじゃなくて、最高裁の違憲判決が出たのですから、この提案はいつでしたか、四月ですか、四月一日……

○政府委員(竹内寿平君) はつきりした日を覚えておりませんが、たしか三月の終わりかと思ひます。あの休会になります直前であつたかと思ひます。

○稲葉誠一君 三月二十九日に閣議決定されて、政府案として四月一日に内閣から衆議院に提出された、こういうことですね。そうすると、十三条の条文の中に、法務省当局が寝食を忘れて非常に努力されたということは、この法案が非常に実務上、理論上むずかしいとか、いろいろな多方面の問題も含んでいるのだ、こういうふうになり承つてよろしいですか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま御指摘のようないふ点、いろいろ問題が学問的にはあるかと思ひます。そういう点をいろいろ考慮いたしました結果むずかしかったと考へられます。

○稲葉誠一君 そこで、最高裁の二つの閣議法違反の判決の受け取り方です

ね。これは衆議院でもちよつと問題になつていたよりですけれども、最高裁のほうでは、憲法の三十一条と二十九条をそのまま並べてあるわけですね。法務省の提案説明が何かでは、憲法三十一条ひいては二十九条に違反するといふ書き方をしているように私は見たのですが、これはどういふ見解の相違なのか、あるいは見解の相違がないのかというところをお聞きしたいのと、それから憲法の二十九条には一項、二項、三項とあるでしよ、一体どれに違反するといふことを最高裁の判決は言つてゐると法務省当局は理解しているのか、そこらのところはつきりしないのですが、むしろデュー・プロセスの三十一条違反といふことだけで足りて、二十九条違反の問題は引かなくていいのじゃないかという気も私は持つてゐるのですが、この最高裁の判決に対する法務省の受け取り方はどうなんですか。

○政府委員(竹内寿平君) 法務省といふしましては、提案理由で御説明申し上げたと思ひますが、三十一条のデュー・プロセスの条項に違反するものであつて、したがうして、実体法に於いては別に違憲であるといふことを申し上げてゐるのじゃなくて、実体法は実法でよろしいけれども、それを實現する手続が法律にきめてないので、それが違憲になる。つまり、その部分が三十一条でございます。もしそういう手続がないのにやるといふことになりますと、それは憲法二十九条の問題にも触れてくる、こういう言ひ方ではないか。したがうして、判決はなるほど三十一条、二十九条とそういう順序でたしか書いてあつたと思ひます。その間に、ひいては二十九条といふふう

には書いてございませぬが、私どもの理解では、三十一条ひいては二十九条にも触れるといふ、こういうふうな理解の仕方をしたわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 三十一条が全うされてくれば、没収なんだから、無償によつて国家に所屬するわけでしょう。そういう形で三十一条が全うされれば、二十九条の問題は起きなくなるわけですね。そういう解釈ですね。ただ、今三十一条にまだ違反だといふ形だから、二十九条の問題も起きてくると、こう考へるわけですね。

二十九条は一項、二項、三項とあるが、どこですか、一項ですか。

○政府委員(竹内寿平君) 二十九条につきましましては、一項に違反するといふことになつてゐるのじゃないか、かように考へます。

○稲葉誠一君 しかし、この最高裁の判決についての考へ方は、具体的に如何に違憲法だといふのじゃなくて、むしろ閣議法の規定そのものが違憲法だといふ解釈も相当行なわれているのじゃないですか。そこらところはどうか。たとえば東大の伊藤教授もそういうふうな考へ方をしているし、谷口判事なんか大體それに近い考へ方をしておるのじゃないですか。

それから、この応急措置法が成立しない現段階においては、今の閣議法の規定百八十八条一項、これは効力を発生しないわけでしょう。それは憲法違反だからといふので、閣議法の百八十八条の一項は効力を発生しないのじゃないですか。現在の応急措置法が成立して効力を発生するまでの段階ですね。

現在。だから、この応急措置法は効力を発生していないわけでしょう、そういうわけですね。今は、その段階では、閣議法の百八十八条一項といふのは、適用の余地が全くないわけですね。だから、今の段階においては、閣議法の規定といふのは、憲法違反じゃないですか。この応急措置法ができてから、それが補完して合つてはじめて閣議法の規定が生きてくる、憲法違反でなくなるというのがすなおな解釈でないでしよかね。どうも私はこの点がわからないので、あちこち考へてはいたのですがね。

○政府委員(竹内寿平君) この点につきましては、學者の間には意見があると思ひます。先生御指摘のようなお考へ方に立つての意見もあるようでございますが、それは後ほど御紹介を申し上げますが、私どもの理解としております関係で申し上げますと、閣議法の規定そのものが憲法二十九条に違反するといふ意味においては、憲法違反だといふようなことは、最高裁の判決は申しておらないといふ考へ方でございます。それはなるほどこの違憲判決以後におきましてはこの応急措置法が施行されます間はこれは動けない、つまり凍結状態と申しますか、冬眠状態といふことになつておると思ひますが、しかし、憲法違反だと最高裁が申しておられますのは、この実体法の閣議法百八十八条の規定を生かして使えるだけの手続法が欠けておると。それは、前の判決では、手続法がなくとも、第三者を公判において証人に呼んでその意見、弁解を聞く機会を与えればよいといふ御意見もあつたわけでございます。そういう手続では今度はいけない

ので、やはり法律に定めた弁解、聴聞だけじゃなくて、防衛の機会も与えておかなきゃならぬ。こういう防衛の機会を与えるという手続といふことになりますと、これは単に証人として呼んだだけではいけないわけ、証人以上の権限を訴訟上持たなければならぬといふことで、そういう手続規定がない以上は憲法違反になる。それは三十一条の違反だと、こういうふうな理解をいたしておるわけですね。しかし、各學者によりましては、いろいろな意見がございまして、白井参事官から御紹介申し上げたいと思ひます。

○説明員(白井滋夫君) ただいま刑事局長から申し上げましたことにつきまして、若干補足して申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、この判決の受け取り方につきましては、この判決の理由がかなり抽象的でございますために、いろいろ理解の仕方があつたかと思ひます。また、この判決言ひ渡した後に現われたる學者等の意見におきましても、いろいろ見解が分かれるようでございます。御指摘のとおり、伊藤教授などは、この実体規定そのものが違憲といふふうな受け取り方をしておられるように解される発言も、これはたしか「ジュリスト」の座談会であつたかと思ひますけれども、述べておられます。また、御指摘の谷口判事も、当初「ジュリスト」にお書きになりました判例解説におきましては、そういうふうな解説をしておられましたけれども、後に「判例評論」といふものにお書きになりました判例解説におきましては、その点についての見解をお改めになりました、実体規定そのものが違憲であるといふふうに前に書いた

ことは訂正するといふように言つておられます。

なお、刑事法の専門家であられる平野教授その他刑事関係の専門家の先生方は、むしろ私も理解しておりますように、実体規定そのものを違憲としたものではなくて、手続規定がないために、その実体規定を適用して第三者没収の裁判を言い渡すこと、そういう具体的な処分としての裁判の言い渡しは違憲なんだと、こゝういふ受け取り方をしておられるように見受けられます。

また、判決の判決文自体からも、そのように受け取るのがすなわち受け取り方ではないかと、こゝういふように考えられるわけでございます。

○稲葉誠一君 それで、その法律が憲法違反だといふのと、処分が憲法違反だといふ判断によつて、最高裁のこれに対する取り扱い、ことに国会に対する関係では、最高裁の事務処理規則ですか、この中で違いが出てくるわけですね。どういふふうに違ふわけなんですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 法律が違反でありました場合には、内閣のほうに通知するとともに、国会のほうにも御通知申し上げておりますが、それ以外の場合におきましては、内閣のほうに御通知申し上げていただくだけだと思います。ただいま正確に記憶いたしておりますが、国会のほうにも参考のために御通知申し上げるよりなふに考えております。

○稲葉誠一君 それは法律が憲法違反だとなる場合には、最高裁判所の事務処理規則第十四条で、裁判書の正本を国会にも送付しなければならぬ。だから、そうでない場合は裁判書の正本

を国会に送付しなくてもいいけれども、この場合は最高裁は裁判書の正本を国会に送付する手続をとつたのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 今ちょっと資料を持っておりますので、正確にお答えいたしかねますけれども、私の記憶によりますと、参考のために国会のほうに御送付申し上げたように思います。その点は特に参考のためといふことを書いてこちへお送りしたと思います。

○稲葉誠一君 そうすると、最高裁としても、法律が憲法違反だといふ解釈はとらないで、処分が憲法違反だといふ解釈をとつたから、特に参考のためといふことを書き加えて裁判書の正本を国会に送られたと、こゝういふわけですね。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) そのように記憶しております。それで、それから、正確に記憶しておりますが、おそろしく正本という形では扱わなかつたかもしれません。写しといふよりなことでお送り申し上げたかと思ひます。

○稲葉誠一君 今、処分が憲法違反だといふ話が出てくるわけですが、憲法の八十一條の法令審査権と最高裁判所、これだと思ひますが、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と、こゝ書いてあるのです。この処分といふのは、具体的に何をさしているとお考えになつておられるのか、最高裁のほうはどうなんですか。あるいは法務省でもいいですけれども、法務省はどうなんですか。どういふふうに考えてやつた

わけなんですか。この処分といふことの内容はどうなんですか。

○政府委員(竹内寿平君) ごく通俗的に申しますと、行政官庁の行ないます処分ですね、これをも含めて理解をいたしておるのでございます。

○稲葉誠一君 それじゃ、別のことになるのですが、法務省の刑事局の鈴木義男という人、これは刑事局付の検事の人ですか、この人の書かれたものが「法律時報」に出ていたわけですが、これで見ると、この法案は「実務上・理論上の重要問題を含んでゐる」といふことがまず先に書いてあるわけですね。この「理論上の重要問題」といふのは、一体どういふところが理論上の重要問題として考えられているわけですか。

○政府委員(竹内寿平君) 先ほどもちよつと申し上げたわけでございますが、没収といふものの本質をどういふふうに見るかといふことでございまして、保安処分的なものとするか、被告人に対する刑罰的なものとするかといふような点をまあ理論上といふふうに申しておるのじゃないかと思ひます。運用上といふよりな問題につきましては、これはこの鈴木君の頭にある運用上の問題点といふのは……

○稲葉誠一君 「実務上」と書いてある。

○政府委員(竹内寿平君) 実務上と書いてあります。これはアメリカの制度と日本の制度と非常に違つておりますので、その辺の実際上没収しなければならぬといふ必要性はだんだん広まってきたおるようでございます。最高裁の昭和三十三年の判決でございますが、これはもう悪意のある者だけ

に限るといふふうに非常に限定的に実体法を理解しております。その限りにおきまして運用するならば、条文の上でははつきり悪意であるか善意であるかを問わないかのごとき表現があらましても、それは悪意の者だけに限定されるのだといふ解釈になりますと、運用の面では、諸外国の立法例やあるいは一般の傾向に考えてみますと、それは少し狭過ぎるという感じがするわけでございます。まあそつういふような問題も含めましていろいろ問題があるといふことを指摘してゐるのじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 この第三者没収といふことの法的な定義をどういふふうに限定するのですか。これは条文にございいますか。条文をあまりまだ見ていないのだけれども、目的はありましたかね、たしか。

○政府委員(竹内寿平君) 第三者没収といふ法律用語はとも見受けませんが、のでございまして、判例ではまあそつういふ言葉を使つておるようでございます。私どもの理解いたしておりますところを申し上げますと、刑事手続において犯人である被告人以外の者の所有に属する物を没収することを意味するものである、かように理解いたしております。

○稲葉誠一君 そつうすると、これに類似的の制度として見ていいのですか。刑法十九條で見たつて、共犯者の所有物を没収する場合がありまね。この共犯者といふ場合には、起訴をされてい

法律に該当するのですか。どういふふうになつておるのですか。

○政府委員(竹内寿平君) これは、実体的に見ますと、判例の説明しておりますとおり、共犯者はいわゆる第三者じゃありません。共犯者といふのは、やはり第三者の扱いでいく、こゝういふ考えでございます。

○稲葉誠一君 そつうすると、その場合もこの応急措置法の適用を受けるのですか。

○政府委員(竹内寿平君) 応急措置法の適用を受けるというふうに考えております。

○稲葉誠一君 そつうすると、それは従来の判例の解釈とは違つてくるわけですか。

○政府委員(竹内寿平君) 判例の解釈とは違つておらないのでございまして、そつういふ共犯者である人は、調べてまことに共犯者であり第三者でないといふことがはつきりすれば没収をされるわけでございます。没収をしてもよろしいといふのが判例の趣旨でございますから、没収ができるという意味においては何にも判例と違ひない。ただこの手続においては二応急措置法の級で防御の機会を与える、こゝういふ趣旨でございます。

○稲葉誠一君 もう一つ、これはちよつと違ふかと思ひますが、たとえば保釈の決定の場合ですね。保証金を被告人が積まないで、第三者が保証書で積む場合がありまね。これはまあ弁護士が保証書を入れる場合もあるし、それから親族その他が入れる場合もある

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

に限り、この第三者没収といふことにこの

る。この場合に、保釈取消決定をすれば、保釈保証金のこれは没収ではなくて没収ですか、であつた場合に、保釈保証書を入れてある第三者との関係はこの法律では一体どうなるのですか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいまの設例の場合は、この法律とは何の関係もございません。これは没収刑として言い渡す場合の手續の規定でございます。

○稲葉誠一君 この法律と関係がないという意味は、保釈金のやつは没収ではないと、没収だからと、こういうのですか。あるいは、第三者が保証書を入れていても、これは第三者の所有物ではないのですからという二つの考え方から本法案とは関係がないということとですか。

○政府委員(竹内寿平君) 第三者が保証して金をかりに出しておるといふ点では、いかに第三者でございませうけれども、それは保釈金の保証の問題でございまして、これはそれではなくて、被告人のある犯罪行為に付随してその主刑に附加して没収刑が言い渡される場合に、その没収物の所有者が第三者であるかどうかということ、もしその第三者が何らの防衛の機会も与えられずして被告人の判決言い渡しに際して自分の物が持つていかれてしまふといふことを手續上担保して、防衛の機会を十分与えてその上で裁判をしてもらふと、こういうことでございませうから、事柄の性質も全然違ひますし、また、本法案がそういうものにまで及ばしていくという考えはないわけでございます。そういう意味におきましてそれとはまあ全然違ひますが、これによく似ている没収だとかあるいは官没だ

とかあるいはまた通告処分とかといったようなものも行政処分でございますから、さしあたって第三者没収の規定とは関係ないわけでございますけれども、違憲の判決はそういうものの精神についてもこれに準じて同じような考え方を私とはとるべきだと思ひます。そういうものの整備も、もしこれを完全無欠なものにして参りますためには、整えなければならぬと思ひますのでござい

ます。そこまではどうしてこの応急措置法では及びませんので、さしあたる必要な刑事処分の場合についての規定をいたしたわけでございます。

○稲葉誠一君 どうもその点が私はつきりしないのですが、没収といふのはどういふふうに解釈しているわけですか。保釈保証金のやつは、あれは没収だつたと思ひますが、これは下村さんのほうで詳しくと思ひますが、それはどうですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) おっしゃるとおりでございます。保釈保証金を取り上げるのは没収——没収とは言つておりますが、いわゆる没収、取るという字が書いてございませうから。

○稲葉誠一君 そういう場合でも、竹内さん、保釈保証書を出している人の意見だとか弁解だとか防衛の機会を与えないで、それで没収を決定してしまふでせう。そうなつてくると、その保証書に対する執行力といふものが出てくるわけですね。それでせう。そうなつてくると、やはりそこでだつてそこまでのことをやつて与えなければやはり憲法違反の問題が起きてくるのじゃないでせうか。私はそれを疑問に思ひます。憲法違反の問題は起き

てくるけれども、ただ間に合わないかつたからやらなかつたというならば、またそういう考え方もあると思ひます。

○説明員(白井滋夫君) 没収にもいろいろ性質があると存じますけれども、たとえば、仰せの刑事訴訟法に定める保釈保証金の没収、それからまた先ほど刑事局長が申し上げました行政処分の没収といふいろいろございませうけれども、かなりこれは性質が違ふと思ひますのでございませう。一般の行政法に定めま

すところの没収は、それぞれの行政法が当該行政目的を達しますために、一定の違反物件等につきまして行政処分としてこれを国庫に帰属させる処分、たとえば旅券法にございませう不正に使用された旅券等を外務大臣が行政処分として没収をする、こういう手續は純粹な行政処分でございますから、これについて不服申し立ては行政訴訟等によつて争うということにならうかと存じます。ところが、保釈保証金の没収につきましては、これは刑事裁判手續の中で刑事裁判に付随する派生的な一つの手續として行なわれる派生的な裁判でございまして、これに対してはその手續の中でまた不服申し立てが許されるわけでございますし、また、保釈保証金の場合におきましては、保証書を差し入れる第三者は、被告人が保釈の条件等に違反した場合にそれが没収されるということを承知した上で差し入れてあるわけでございますし、したがつて、違反行為がございませう場合には第三者の差し入れた保証書につきまして没収決定を行なうということ

は、憲法三十一条と二十九条という問題が生じてこない、かように考えるわけでございます。

○稲葉誠一君 そちら辺のところは、私はもつと相当問題があるのじゃないか、こゝろ思ひますが、たとえば今の場合でも、その条件に違反したかしないかといふことが争ひになる場合があるのじゃないでせうか。それを争ふ方法があるからといって、今の段階では、十分な告知の機会なりあるいは防衛の機会といふものを保証書を差し入れた人に与えてないじゃないですか、現行法では。だから、そちら辺のところでは問題が出てくるのじゃないですか。それは、そういうふうな条件を

知つていて差し入れたのだといふことになれば、第三者没収の場合でも悪意でやつてゐる人だけを限定してゐるわけですから、そこで同じになつてやう。第三者没収といふ場合と、これに類似したいろいろな行政処分なりその他の法律の中で同じように類似なものが相当あるのじゃないでせうか。だから、それが一々憲法違反であるかどうかといふことまでやはり研究していかないと、この法案が一体どこまで適用されるかといふことがわからなくなつてくるのじゃないか、こゝろを私は疑問に思ひます。そこで今のやつをお聞きしたわけですが、これは私まだ十分に今の段階で研究してゐるわけじゃありませんから、また日を改めてもう少し研究させてもらつてから聞きたいと思ひます。

○稲葉誠一君 この法律と関係をして

る第三者没収なり、第三者没収に類似するやうな制度が規定してある単行法といふのは、どういふやつがあるわけですか。

○政府委員(竹内寿平君) 刑法の十九条ノ二それから賄賂罪の規定にござい

ます。このほかに、大部分第三者没収といふものは保安処分的な性質を帯びたものでございませう。特別法の中にあるわけでございます。これについて法律の規定を一覧を資料といたしましてお配りしてございませうが、これを

ごらんいただきますとわかりますけれども、この目次のところでおわかりのやうに、没収のみに關して規定するものの中にも、必要な没収規定で必ず没収しなければならないといふふうになつてゐるものと裁判官の裁量によつて没収することができるといふふう

に規定したものと二種類あるわけでございます。さらにまた、没収だけではなくして、没収に加えて追徴に關する規定を持つてゐるもの、この中にも、必要

的没収、追徴の規定を設けてゐるものと裁量にとどめてゐるものとござい

ます。さらに二十二ページ以下に行政処分による官沒、破毀等について規定するもの、それから最後に没収に關するもの等、一応私どもの目に触れましたものを取録いたしまして御参考に供したわけでございます。

○稲葉誠一君 これはいただいておつたのですから私も検討しますが、この中に非常に古い法律があつて、いわゆる憲法ができてから、その憲法の精神なり何なりとそぐわないといふふうなものも相當あるのじゃないですか。相當古い法律がだいたいあります。

○説明員(白井滋夫君) お答えいたし

ます。

この一覧表の中に、御指摘のやうな古い法律もございませう。しかしながら、第三者没収の規定、すなわち犯人以外

規定というものができましたのは、昭和十六年に刑法の一部改正によりまして、刑法十九条で、第三者の犯行後における情を知つての取得という条文が設けられました。それと相前後しまして第三者没収規定が非常に特別法の分野で多くなりまして、第三者没収規定が多く見受けられますのは、むしろ戦後の立法に多く見られるわけでございます。

ちなみに、問題になっております関税法の条文にいたしまして、戦後の関税法までは犯人の所有に限つておつたわけでございまして、戦後の関税法に至りまして、諸外国の立法例と同じように、第三者の所有に属する犯罪貨物や船舶等の没収も認めるようになりまして、したがって、古い法律におきましては、むしろ没収すべき物件は犯入ないしそれに準ずる者の所有に属するものに限定してあるというものが一般の姿でございます。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 先ほど稲葉委員からお尋ねがございました保釈を取り消す場合の没収に関する事でございまして、私のほうの立場から申し上げるのもいささか出過ぎておりますが、一応将来の御審議のために参考までに申し上げます。

没収のその規定は、刑事訴訟法の九十六條の第二項でありまして、「保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没収することができる」と、こういうふうになっております。それから今度は同じく刑事訴訟法の四百二十九条でござい

るものでございまして、これによりまして、「裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる」と、第二号であります。

「勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する裁判」と、こういうのがございまして、これは裁判官がした場合でございます。起訴前の保釈の問題になると思ふのでありますが、起訴後の問題になりますと、上訴審のうちの抗告の章の第四百二十条に、「裁判所の管轄又は訴訟手続に關し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができ、抗告をすることある場合を除いては、抗告をすることはできない」と、こう書いてあります。

第二項に「前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に關する決定及び鑑定のためにする留置に關する決定については、これを適用しない」と、こういうふうにして適用しない。要するに、保釈に關して裁判官あるいは裁判所が没収の決定をいたしました場合には抗告をすることができ

るわけでございます。それから四百九十条で「罰金、科料、没収、追徴、過料、没収、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する」と、第二項は、「前項の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない」と、こういうふうになっております。いよ

いよ執行する場合においては、民事訴訟法が準用されるわけでありまして、そういうふうな關係におきまして、裁判所が没収の裁判をした場合には、裁判所が没収の没収されたものも、ある程度の不服申し立ての方法を持つてゐるわけでありまして。

御参考のために申し上げます。

○稲葉誠一君 第三者所有物を没収された場合でもやはり不服申し立ての方法があるわけでしょう、現行法では、そこはどうかです。今のお話を聞いてみると、保釈の保証金の場合には、そういうふうないろいろな不服の申し立ての方法があるから、だから一応完備して憲法違反の問題なんか起きないのだ、こういうふうな聞こえるわけですが、しかし第三者没収でも、違法の没収なら、それについての異議の申し立て、不服の申し立ての方法が現行法のもとでも与えられてゐるのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) ただいま申し上げました条文等には没収の關係は入つておりませんが、すぐ不服申し立てはできないのじゃないかと思ひます。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をとめて。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ

て。本案に對しましては、他に御発言もないようでありますから、この程度にとどめます。

○委員長(島島徳次郎君) 次に、檢察及び裁判の運営等に關する調査を議題といたします。

稲葉委員から発言を求められておりますので、これを許します。

○稲葉誠一君 いろいろ国民が大きな関心を持つております狭山の事件ですが、これが、きのう一たん保釈が許可になつて、出たときに逮捕をまたされたというところが新聞紙上に出ておるのですが、この間の経過をひとつ御説明願ひたいと思ひます。これは法務省のほうですか、警察庁ですか、どちらでもいいですが。

○政府委員(竹内寿平君) お尋ねの事件でございまして、去る五月二十三日に、所轄狭山警察署におきまして、石川一雄容疑者を暴行、窃盜、恐喝未遂、この恐喝未遂といふのは、中田善枝さんの身代金二十万円を要求して未遂となつた事実でございますが、この容疑に基づきまして令状をもらつて逮捕をいたしました。翌二十四日、浦和地方檢察庁川越支部に事件を送致しておるのでございまして、翌二十五日、檢察官の請求によりまして石川容疑者に対して勾留状が発せられ、自來石川容疑者の身柄を狭山警察署に勾留をして取り調べが続けられて参つたのでございまして、この間、六月四日には、裁判官による勾留期間の十日間の延長が認められておるのでござい

まして、六月十三日に石川を暴行、窃盜は、六月十三日に石川を暴行、窃盜と、その間取り調べ中に新たに判明いたしました窃盜、傷害、暴行、横領等の事実をも合わせまして、勾留のまま浦和地裁川越支部に事件を起訴いたしましたのでございまして、もちろん、この新たに判明した事実につきましては、同日別途勾留状の発付を受けておるようでございまして、勾留事

実の中で恐喝未遂の点につきましては、証拠を檢討いたしました結果、起訴の結論に達せないので処分留保ということになつておりました。さらに今後証拠の検討によつて処分を決するということになつておるのでござい

まして、起訴をいたしました後、石川被告の弁護人から保釈の請求がなされておりました。六月十七日、裁判官はこの要求を以て保釈の決定を行なつたのでございまして、そういうわけで、石川被告は一たん釈放されたのでござい

まして、さらに本件の中心的な容疑事実であります強盜、強姦、殺人並びに死体遺棄の容疑で逮捕令状をもらひましてこれを逮捕し、引き続きその事件についてたゞいま捜査中でございます。

○稲葉誠一君 このきのうの逮捕は、これは警察が請求してやつたんですか、檢察庁でやつたんですか。そのところがどうもはつきりしないんですか、どういふふうになつてゐるんですか。

○政府委員(宮地直邦君) 警察におきまして逮捕の請求をいたしました。○稲葉誠一君 そうすると、強盜、強姦と殺人ですか、それに死体遺棄の併合罪ですか、これだけの逮捕できるならば、それだけの証拠が集まつてゐるといふことならば、昨日の段階で檢察庁が起訴をしたらよかつたんじゃないですか。

○政府委員(竹内寿平君) これは、稲葉先生もよく御存じのように、起訴の考え方の問題だと思ひますが、逮捕令状の出されまゝ条件は、犯したことを疑ひに足りる相当な事由があれば逮捕

令状はいたされるわけでございますけれども、その程度で起訴するのがいいか、さらに有罪判決を受けるに足るだけの資料を持った場合に起訴するのがいいかという問題がありますけれども、検察庁といたしましては、逮捕事由のあります程度の容疑では実際には起訴しておらないのでございまして、有罪を受け得る程度の証拠、確信、検察官としては確信が持てる程度に証拠が集まった場合に、さらにその上で諸般の状況を考慮した上で起訴不起訴を決定する、こういうことに運用しております、その運用と現実の捜査の状況とを照らし合わせまして検察官側は処分留保にいたしましたけれども、捜査といたしましてはさらに続ける必要があり、かつ、その程度の容疑は裁判所も認める程度のものであったと、かように考えるわけでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、現在の段階では、逮捕はしたけれども、今の時点です、起訴をできるところまで証拠が集まっておらないと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(竹内寿平君)　現地の検察官におきましてはそのように判断をしたと思われま。

○稲葉誠一君　そうすると、現在の段階で足りないものは一体何なわけですか。これは警察でも検察庁でもどちらでもいいですが、今の段階では足りないわけでしょう。逮捕することはそれだけの証拠はあるけれども、起訴するだけの証拠は今集まっておらないと言われれば、一体どこが足りないのかというところは当然次の質問に出てくるわけですね。どこが足りないのでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君)　そういう御疑念も出ると思いますが、どこが足りなかったか、どの程度に足りなかったかというようなことは、これは一線の検事が良心に従って判断することでございます、ただいま事件は捜査中でございますので、私も聞いておりませんのでございまして、まあ、まあ、まあ、聞いて明らかにし得たといつたし、遠慮をしないでいただくほうが適當かと思ひます。

○稲葉誠一君　警察は、従来本件の捜査がいろいろな点で足りない点があることは、国会なりその他のところでもいろいろ認めておられるわけですね。そうすると、警察としては、今どういふふうな証拠が足りないか、一体その何を本件について求めたいか、このために逮捕されたか。この点は微細の点にまでお聞きするのがここでは仕事ではないと思ひますけれども、ある程度見て答えてらるるのじやないでしょうか。

○政府委員(宮地直邦君)　六月十三日に、今竹内刑事局長から申されましたように、窃盗その他九件について起訴がせられました。しかしながら、本件の一つの問題点であります恐喝未遂に起訴をせられなかった。これは検察官のほうで起訴せられなかったこととありまして、これについて警察として意見を申し上げるべきものではないと思ひます。しかしながら、そういう起訴の処分が保留になっておるといふようなことにつきまして、われわれ

のほうは五月一日以来捜査を継続いたしておりますので、何と申しましたもこれは殺人事件でございます。したがって、殺人という事案を解決するためにあらゆる努力を払って参りまして、ようやく昨日に至りまして強盗、強姦、殺人、死体遺棄等に關しまして疑うに足る相当の事由を発見したと、こういうことでわれわれのほうは逮捕状を請求した、こういう結果になっております。

○稲葉誠一君　結局、新聞紙上世間で言われておるのは、本人の自供がないというこのために捜査が行き詰まっているとおるわけですね。そうなるべくして、今度の逮捕というのはいわゆる強盗、殺人といふか、これに対する自供を本人からとるための逮捕といふことに結果としてはなつていくし、そこがまたねらいである、こういうふうに見られてもしょうがないのじやないですか。警察はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(宮地直邦君)　われわれのほうは自供のみに頼って捜査をしていくわけではございせんので、あらゆる証拠といふものを集めることに努力をいたしておるのでございせん。

○稲葉誠一君　自供だけを求めるために逮捕したということになれば、それは人権問題が起きてきますから、そのほかの足りない証拠も集めなければならぬことは事実です。だけれども、その足りない証拠といふのは、身柄を逮捕しなくても、警察の力なり捜査の力で発見できる筋合いのものだと考えられるわけだと思ひますが、そうなるべくして、これはやはり自白を

求めるための逮捕としか考えられないようにも私はとれるのですが、それはまあ見解の相異になつてくるかと思ひますが、そこでひとつお聞きしたいのは、ちよつとこの事件と離れるわけですが、離れて、一般論としてお聞するの、よく行なわれるのですが、たとえば殺人の事件が発生した。殺人事件で逮捕をし、勾留状を請求するだけの十分な証拠が集まっておらない、こういう場合があるわけですね。そのときに、全然別的小さな事件、古い事件、あるいは普通ならば起訴に値しないような事件で逮捕をする。そして、その事件についてはあまり調べないで、もつぱら主目的の殺人事件の捜査に当たる、そういうことをやるということが近ごろ非常に行なわれて、それが問題になつておるわけですね。いわゆる別件逮捕といふような言葉を使つておりますが、こういう言葉の使い方がいいか悪いか、これは法律用語でもありませんし、正式な用語でもないで、私も疑問ですけれども、そういう行き方が、こゝろの行き方を警察は正しい捜査の行き方であると考えておるのでしょうか。裁判官の発した逮捕状がなければ、その人を逮捕することはできない。殺人事件の逮捕状がなければ、本来ならば殺人事件についてのそれを中心とした調べはできないはずだ、こう思ひます。それがむやみに許されてくるならば、憲法に保障した逮捕状がなければ取り調べができないといふことが、殺人の逮捕状がなくても、全然古いような小さなことをちよつとつかまえてきて、それで逮捕しておいて、勾留し、どんどん殺人なりその他の大

きい事件を調べていくということになれば、その関係においては逮捕状や勾留状がなしに人間が逮捕をできるということに結果としてなつてくる。これは捜査の行き方として正しい行き方であると警察は考えているのでしょうか。

○政府委員(宮地直邦君)　本俵山の事件につきまして、別件逮捕といふことを言われたわけでありまして、この事件につきましては、私も、これは別件逮捕と思つておりません。

い、いわゆる一般の別件逮捕の問題でございますが、われわれとしましては、あくまでもその事件の本質に觸れた逮捕状において身柄を拘束し、必要がある場合には調べるべきものだと思ひます。ただ、捜査の一過程として調べる必要がある場合に、他の現在ある証拠をもつて疎明し、令状をとつて調べるということはあると思ひます。その結果、逮捕した被疑事実につきましてそれを調べないといふようなことがありましたら、これは御承知のように刑事訴訟法でも送致の時間の制限がございまして、そういうことはあり得ないと思ひますが、捜査の結果、逮捕して調べておる途中におきまして別件が出てきた場合にいかにするかといふ問題があるのございまして、さうな場合にございまして、現在逮捕状をとつて調べている罪種より重いものが出てきた場合におきましては、これは逮捕状の切りかえをもつて措置するように指導をいたしておるのございまして、逮捕権の適正なる行使といふことにつきましては、昭和二十八年の刑事訴訟法の改正以来、われ

われの最も留意いたしておるところでございします。

○稲葉誠一君　そのあなたの答えは、狭山の事件に触れてお答えしたかったのでしょうけれども、これは、私も、あなたの言うように、いわゆる別件逮捕とちよつと違ふと思うのですよ。これは恐喝未遂が入っていますからね、二十万円の。これはまたあとで論議になると思いますが、今あなたの言われたのは、古い小さな事件をつかまえてみたら大きな事件が出てきた、出てきたから、そつちのほうで逮捕状を請求して調べるのは違法じゃない、これは当然です。しかし、現在問題になっているのは、そういうのじゃなくて、殺人とか、強盗殺人とかいう大きな事件を初めから目標にしている、けれどもこれは証拠が足りない、その自白を求めたり何かしなくちゃならない、古いところで小さな事件を持ってきて逮捕して、それで勾留をして調べる、こういう行き方をとっているわけですね。だから、これは最高裁に先にお尋ねしたいと思うのですが、明らかに前の小さな事件を調べるのが目的ではないのだ、大きな事件を調べるのが目的である、そのことでは逮捕状なり何なりはとれない、とれないから前の古い事件で逮捕しておいて、事実上は大きな事件が中心となり、ほとんどそれをずつと調べておると、こういう行き方ですね。これは憲法の裁判官の発する令状がなければ逮捕できないという規定に直接あるいはその精神に触れるものだと私は考えるのですが、法務大臣とそれから最高裁は一体どういうふうにその点についてお考えなんでしょうか。

法務大臣どうですか。

○國務大臣(中垣國男君) 具體的な問題についてお尋ねになったわけではありませんが、申し上げますけれども、私は、容疑者を逮捕するということに對して、正当な手続を得て身柄を留置するとすることについては、これはもう何も異存がなかり方と思うのです。で、一つの事犯の容疑者として逮捕されておる、その捜査中に再びほかの事件が起きてきたときに、それをば、たとえば狭山事件のような場合に、再び新しく出てきたことの容疑者としての逮捕状を要求してそうして身柄を拘束する、そういうことは、これは法律論はどおりであるかわかりませんけれども、そういうことをしなければその事件の捜査はできないのであるから、これはやむを得ない措置としてそういうことが許されていると、私はこう思います。ただ、人権問題になつて参りますと、そういう逮捕状に記載されておる内容というものが、はたしてその逮捕するだけの理由に足るものであるかどうか、ただばく然とした理由で逮捕要求がなされてそれが逮捕の令状を得て行なわれるということでありまして、人権問題もそこに起きてくるかと思ふのであります。逮捕理由というものがある程度容疑者としての明らかなものがあれば、それは少なくとも人権違反等には私はならないと、このように思ひます。

○稲葉誠一君 最高裁にはあとでお尋ねしますが、ばく然とした理由で逮捕状が出るというのは、日本の刑事裁判の制度ではそういうことはないのです。これは勘違いをされておるのじゃないですか。ばく然とした理由で逮捕状なんか出た日にはあぶなくてしやう

がない。具体的な、いつ幾日ぐらいか、ふうなことをやったということと、それに對する十分——十分というか、それを疑うに足る確明資料が添付されていなければ、裁判官は逮捕状を発しないわけですから、それはちよつと勘違いじゃないかと、こう思うのですが、私の質問した意味が法務大臣には正しく理解されなかったのか、それをことさらに正しく理解しない方向にあなたが答えて持つて行つてゐるのか、ちよつと疑問があるのですよ。私の言つてゐるのは、初めからその古い事件とか、小さな事件というものを取り調べようとしないわけです。ある程度取り調べます。しかし、このことは事實は明白だし、別に逮捕状を発行しなければならぬ理由はないのです。ところが、それに藉口してそれで逮捕して、實際は初めから別の大きな事件を取り調べる目的でやつておる場合、これが非常に多いわけです。そういう場合に、一体その逮捕は憲法の規定からいってどうなるのかということをお聞きしてゐるのですよ。逮捕してきた、逮捕してゐるうちに新しい大きな事件が出てきたというのなら、逮捕状を切りかえるのはあたりまえの話ですよ。そういうことを聞いているのではないのですよ。具体的な例はたくさんありますよ。たとえば、殺人事件でなかなか犯人がわからない。証拠が集まらないでしやう。ところが、どうもこれは犯人らしいということになつてくれば、これはつかまへようとする。何でつかまへたかという、道交法でつかまへたことがありますが。ライトをつけないで来たというところで道交法違反でつかまえて殺人事件を取り調べたというのがある。

りますよ。それからゴルフのボールを一つとったというのが窃盗で逮捕して、そしてどんどん殺人事件を調べている。そういうやり方もこれはあつたと言われているくらいなんです。今の、は極端な例かもしれないけれども、それに見合うようなことは現実に行なわれてゐるわけですよ。これを私はそういう場合には憲法の精神に違反するの、かということをお聞きして。そういう場合でも、捜査のためにはやむを得ないのだということを言われるならば、これは何をか言わんやですが、それはちよつとおかしいんじゃないかと思ひます。そういう点をお聞きしておるわけです。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。

これは、最初逮捕令状が出たとたんに、先ほどあなたからも御意見がありましたように、正当な手続を経て理由があつて逮捕される、こういうことだろうと思ひます。したがつて、その面については、事件の大小といふか、事件の内容と申しますが、そういうことにかかわりなく、手続を経て逮捕令状が出たということには、その逮捕に足る理由があつたから逮捕令が出たと、私はこういうふうに判断いたします。したがつて、その途中で他の犯罪がそこに発生してきた、それによつてまた新たな逮捕状が出るということも、先ほどあなた自身の御意見の中にありましたように、そういうばく然としたものでは逮捕ができないし、そういうことで逮捕令状は出るものではない、そのとおりでありまして、私にはよく御質問の御趣旨がわからないのでありますが、ここで最初の逮捕を

甲とします、次の逮捕を乙としますと、甲も乙もちつとも矛盾もしなければ何ものもないと、私はこういふふうに判断いたします。したがつて、逮捕についての人権問題というものはそこにあり得ない。ですから、常識的に言いますと、逮捕に足る理由を明らかにして逮捕を裁判所が許したものであるならば、もう憲法上の問題は発生之余地はない、私はそう思うわけでありまして、事件の大小であるとか、犯罪の内容とか、そういうこと等を私は申し上げておるのではないのであります、いかなる問題であっても、その手続が間違ひなく行なわれ、しかも逮捕令状を裁判所が認めるだけの内容であるものは、もう人権問題は憲法上発生之余地がない、私はそう思いますので、そのほかどうも考え方がないと思いますが……。

○稲葉誠一君　私の質問をしておる意味が大臣にはちよつと理解されなかったのじゃないかと、こう思うのですね。これは法律の専門家の方にはもうよくおわかりになっていることだと思ひますが、こういうことなんですよ、私の言っているのは、たとえは強盗殺人事件が起きるでしょう。その証拠は、それで逮捕するだけの証拠が集まつていないわけです。集まつていない場合、何とかしてをしよつ引いて身柄を拘束してそのことで調べたいわけです。ところが、それに対して逮捕状を請求するだけの証拠がないのです。そうすると、古い小さな事件や何かを見つけてくるのです。そのこと自身では逮捕に値もしない、起訴価値もないような古い事件を見つけてくる。たとえばどこかの小さな窃盗とか、鶏

一羽盗んだとか、どこかでけんかしたとか、そういう事件で逮捕状をとるわけですから、その事件はもう本人は認めているわけですから、そこに証拠隠滅もないし何にもないわけですから、ところが、それを見つけてくる。実際は隠されている大きな事件を初めから捜査をしたために、身柄を拘束したいために、そういう方法をとるわけですから、今の小さな事件を逮捕してやっていると新しい事件が発生してきていたというのじゃなくて、初めからそれを目的にやっているので、それが現実に行なわれているわけです。そういう場合に、そういう捜査は一体憲法の精神に違反をしないかと、こういうことを私は言っているわけです。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。いや、ようやくわかりました。そのお尋ねがどうも私は狭山事件のことを聞いておられると思つたのですが……

○稲葉誠一君 一般論で言つたんです。

○国務大臣(中垣國男君) 御指摘の通りに、一つの大きな事件がある。その事件を捜査するために、その過程の加害者と申しますか、そういう容疑者というものがあつたが、それをいきなり逮捕する事はない。そこで、本人がずっと小さな事件があつて、それを事由に逮捕した、こういうことでございませう。私は、その問題につきましても、もう逮捕するまでもなく本人も自供している、証拠も出ておる、こういう問題でしよう。それを逮捕するといふことは、やはり逮捕権の乱用じゃないかと思ひます。これは確かに憲法の人権の上から見てそういうことは私は

避けたほうがいいと思ひます。そういうふうには思ひます。

○稲葉誠一君 じゃ、最高裁のほうも、今の法務大臣のあとから言われたことと同じ御意見ですか。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君) 最高裁の意見とおっしゃいます。結局、判例ということになると思ひます。御承知のように、ある種の事件の判例の中にそれを裏から言つては、判例があるわけではございません。それは、検察官において初めから乙事件の取り調べに利用する目的または意図をもつてことさらに甲事件を起訴し、かつ不当に勾留を請求したもの認められな

場合には、右取り調べをもつて直ちに違法、違憲と解すべき理由はなく云々と、こういうふうな、これを裏から解すればその結論が出ると思ひます。その点の直接の判例はございませう。ただ、一言付け加えておきたいと思ひます。これはあとから調べた場合にそういうふうな目的があつたかどうかということが判明するわけではございませうが、当該の逮捕に当たつておられます裁判官といつたしましては、捜査官の意図いかににかかわりませう、現在令状を請求された事件そのものを勧告しまして、相当小さな事件でありまして、もし何らかの事情があつてその事件そのものについて身柄を拘束する必要がある、そういう場合にはやはり逮捕状なり勾留状なりを出す場合があるといふことをお含みおき願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 これは最高裁の言われたのはそのとおりですが、判例を裏返しにして言へば、乙事件を取り調べる目的を中心として、古いといふか小さい

いといふか、甲事件の逮捕その他でやる意図が明らか場合には違法だと、こういうふうな受け取つてよろしいと、こう思ふわけですが、そこでこれは法務省にお尋ねしたいのですが、勾留期間が、最初の三日は別として、二十日間あるわけですね。二十日間といふのは、十日間を延長して十日間で二十日間ですが、これはどういふところからこの規定はできているんですか。

○政府委員(竹内寿平君) この勾留期間といふのは、捜査の期間は長ければ長いほど捜査機関としては便利を受けたいと思ひますが、一応十日という線で起訴不起訴をきめていこうという考えだと思ひます。それで、複雑な事件とか、事案にもよりますが、それだけでは間に合わないといふ合理的に判断される場合には、さらに十日間の範囲内で裁判所に一つ一つ許可を受けて期間を延長してその間に勝負をつけていけ、こういう法の趣旨であらうかと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、十日間が原則なんですか。ところが、現在の建前からいふと、初めから二十日間の勾留期間、だから十日間の延長ですね、初めから十日間の延長といふものを前提として捜査が行なわれている傾向が非常に強いですね。もう裁判所のほうは当然あとの十日間の延長は認められるんだという考え方でやつてい

るんじゃないですか。そこは一体どうなんですか。十日間というものが原則なんですか。それを、あとの十日間延長といふのは当然すぎるくらい当然だといふ考え方のもとに事実が進めら

れているのじゃないですか。だから、最初の十日間の夕方の終わりにころになつてきて、検察庁のほうじゃ、いや、あと十日間勾留を延長してもらわなければ困るとかいつて書類を裁判所のほうに急いで出すわけですね。裁判所のほうでは、内容をちょっと調べるけれども、勾留延長を却下する場合もありませうけれども、あるいは期間を短縮する場合もありませうけれども、ほとんどそのまま認めてしまふというのが実情じゃないですか。

○政府委員(竹内寿平君) お話のように、個々の事件について見ますと、あるいは妥当でない扱い方も中にはないとは言えないと私もその点は認めざるを得ない運用になつておるかと思ひますが、しかしながら、これは考え方によ

るのでございまして、原則は十日でございませうが、この十日の間に確信は持てないけれども、嫌疑が残つておるか、あとは裁判所にまかせていくといふのがほんとうに被告人のためにいいか、あるいは現在検察官がとつておる態度のうちに、とにかく検察官としては確信の持てるところまで調べをして、もし持てないというならば不起訴にするといふことによつて事件をきめていくほうがいいか、その何と申しますか、検察権運用の考え方にも私はよくことだと思ひます。で、ただいまの検察官の考え方といふものは、やはり検察官としては確信の持てるところまで調べ、法律の許す限りにおいて調べをして、そうしてもしどうしても証拠が集まらぬといふことであるならば不起訴処分にしていくといふことのほうが被告人のためにいいといふ、そういう考え方にとつておると思ひので

ございまして、それが御指摘のようなルーズな運用がありますために、十日間も十五日間もあり調べずに置いて、最後のところへいつてちょこちょこと調べてきめるといふような運用がもしあるとすれば、これは運用の面としては戒めていかなければならぬ点だ、こう思ひます。

○稲葉誠一君 実際には十日間の勾留請求をしても、初めの一週間くらいは調べないで置いて、あとの三日間くらいはちゃんと調べて、これはもうどうせ間に合ひつこないのだから延長だといふ、そういう安易な気持ちでやつて

いるのが実際には多いのです。これは法務大臣、そういう点はよく調べてもらいたいと思ひます。竹内さんのような人ばかりだといふのですが、なかなかそうもいかないもので、実際にはそういうことがずいぶん行なわれております。これはきょうの問題じゃないので別として。

そこで、もう一つの問題は、狭山の事件に關つてくるわけですが、狭山の事件では、いろいろ恐喝未遂も入れて勾留されたわけですから、その点について二十三日間調べがあつたわけですね。そうすると、今度は恐喝未遂の、まあ事実上罪質を同じくするといふか、その発展と見られる強盗殺人でしよう。それでまた二十三日間調べるとなると、しかも前の段階のときにおいては、恐喝未遂で勾留したけれども、実際の調べは殺人の容疑のことです。二十三日間調べのわけですから、中心は、そうすると、せっかく訴訟法で規定した十日が二十日になり、それが今度は合計四十六日間、同じ一つの犯罪容疑で取り調べができるということが結果としてはここに現れてきているんじゃないですか、この狭山の事件では、

こうなつてくると、いわゆる昔のたらい回しというか、どうも訴訟法の行き方としては筋が違ひし、新しい憲法、訴訟法の建前からいくとおかしなところのじゃないですか、問題は。その点、刑事局長はどうお考えですか。

○政府委員(竹内寿平君) 恐喝未遂の点は、大体御指摘のとおり、この次の本犯と申しますか、殺人事件と関連のある事項でございます。まあ理屈を申しますならば、石川容疑者があるいは脅迫文を届けたにすぎない共犯者の一人かもしれない。本犯はまた別にあるかもしれない。そういう関係においてその部分だけを取り上げての捜査であつたと思ひますが、まあそれに関連して、本人自身があるいは共犯者か知りませんが、そういう方面の捜査もしたであらうことは私想像にかたくなに思ひますが、この事件を抽象的に申しますと、関連事件でも一回同じようなことを二十日間やつて合計四十何日になるのはまことに不当のように思ひますが、しかし、他面、この犯罪の罪質そのものを見ますと、これはもうきわめて重大な犯罪でありまして、それとの関連においてまたこの不当を議論しなきやならぬと思ひます。この種のきわめて重大な犯罪につきましても容疑がどの程度に濃厚かは、先ほど来申しますように私自身は存じておりませんが、重ねて逮捕令状が出るところを見ますと、相当な容疑があるということでは法律上も裁判官も認めておるところであると思ひますので、それらの容疑の嫌疑の程度、それから犯罪の重大性、そういうようなものを総合して考えますときは、四十日間にもわたるかも知れないこの捜査もそこに別扱いされる理由があるのじゃないかというふうな私個人の理解でありまして考えております。

○稲葉誠一君 重大な犯罪であることは私も認めるのですが、重大な犯罪であるから四十六日間やつてもいい、さらに二十三日間延長すると六十九日間ですか、幾らでもやつてもいいというふうなお考えですか。そういうふうな聞かせるのですよ、あなたの回答は。それはちよつとおかしいのじゃないかと思ひますが、それが一つと、今度の十七日の逮捕状の中に、強盗、強姦、殺人ですか、ちよつとはつきりしないのですが、それは、恐喝未遂とどういふ関係になつてゐるんですか。恐喝未遂の事実も今度逮捕状の中に入つてゐるんじゃないですか。言葉そのものとして入つてゐるかどうかよくわかりませんが、どうです、それは。

○政府委員(竹内寿平君) 第一の点で、六十日まで差しつかえないという意見ではございません。新しい事実について十日間、さらに延長しても二十日間ですね、逮捕の時期から勘定したら二十三日になるかも知れませんが、そういう期間の捜査が今後続けられることはやむを得ないと思はれるということをおししたわけでございます。その理由としましては、容疑の内容の嫌疑の程度、これは私は存じませんが、その程度いかんによつては考えられることでもあるし、それからさらにまた犯罪そのものがきわめて重大な犯罪であるという点からも、そういう両方の面から考えてみて総合して受当であるというふうに判断しなければならぬ場合もあるということを申し上げたわけ

で、この事件はこれが正しいのだということを申し上げてゐるわけじゃございません。それから関連性の問題でございますが、私どもの報告を受けておるところによりまして、強盗、強姦、殺人、死体遺棄、こうなつておりました、今の恐喝未遂の点は入つていないようでございます。

○稲葉誠一君 強盗というのは何ですか、そうすると。逮捕状の強盗というのは、どういふ事実なんですか。

○政府委員(宮地直邦君) それは、善枝ちゃんの所持品を奪つております。所持品を奪つたという疑いを強盗と言つておるわけでございます。

○稲葉誠一君 善枝ちゃんの所持品を奪つたということが現在の段階で証拠によつてそれが疑ふことができる相当な理由があるというのには、私は捜査の内容を詳しく知つておるわけじゃありませんけれども、そうすると、もう捜査はそこまで行つてゐると思つてよろしいのですか。これは捜査の内容ですから、ここで詳しくお聞きするのはいかがと思ひますけれども。

○政府委員(宮地直邦君) 今回の場合は、脅迫状をやつて金を取ろうとしたやつですね、それは、今度の逮捕状の中に入つてゐないわけですね。入つてはいないけれども同じ一連の行為ですね。全体の行為の中の一コマが恐喝未遂になつてゐるわけですね。だから、実際問題としては、同じ事実関係を四十六日間調べると、こういうことになるのじゃないですか。

○政府委員(宮地直邦君) 今のところわれわれのはこの疑いをもつて調べてゐるわけでございますので、事態というよりなことは必ずしも最終的には申せないかと思ひますが、関連があるという想像はつくわけでありまして、ただ、五月二十三日に逮捕いたしましたときには、四圍の状況、狭山の状況、捜査の状況、その土地の状況その他を考えまして隔離して調べる必要があることが如実に発生いたしました一方、われわれのほうの捜査の得た資料というものの基つて申して恐喝未遂、強盗、強姦、殺人、死体遺棄と、その後捜査を継続いたして、昨日、強盗、強姦、殺人、死体遺棄と、こういう罪名を立証、疎明するに足る資料を得たと、こういう形になつてゐるわけでありまして。

○稲葉誠一君 この事件は調べ中の事件ですが、しかし、そういう手続、ことに捜査の技術の問題、これは再三前から言われてゐるわけですね。そこに不備があつたということが出発点になつてゐるわけだと思ひますが、その最初のところで犯人を逮捕しそこなつたということは前々から言われておることですが、そうじゃなくて、そのほかでも、たとえば、死体が発見されたのが五月四日、スコップが発見されたのがそれから一週間たった十一日、教科書やノートが見つかったのが三週間後の二十五日、こういうことのようにですが、どうして——あの地帯を警察が全力をあげて調べたと思ひますが、スコップの発見なり教科書やノートの発見がこういうふうにおくられたのでしょいか、どうもちよつとみんな理解できないのですが、どういふところに原因があるのですか。

○政府委員(宮地直邦君) 恐喝の際に逮捕できておればこのようにわれわれも苦労しなかつたと思ひますが、その後全力をあげて捜査いたしました、まず第一に死体の現場を発見したわけでございます。しかし、その後、これは現地をぐるんになりますというところ御理解がいまいかと思ひますが、ある場合には茶畑であり、やぶであり、非常に捜査の困難な所でございます。

なお、この地方と申しますか、いなかの性格といたしまして、非常に閑き込みもできない、あるいはこういうふうな大きな事件にかかり合ひになるというのを非常におそれて、知つてゐることも言つてくれない、こういうふうな状態でございますので、捜査がきわめてそういう意味において難航いたしましたのでございます。

それから、本なんかの発見のおくれでございますのは、地上にそのまゝほつてあつたものをわれわれが発見しなかつたのではなくて、掘つたときに結果的に出てきたという状況なのであります。その状況も、直ちにわれわれのほうに届け出る、率直に自分が発見したことを言うこともちよつとよするようになつた土地の空気というものを前提としてひとつ御判断いただきませんと、警察がこれだけの全力をあげておつて結果のおそいということから今のような御意見が出てくることはごもつともだと思ひますけれども、われわれのほうも、石川を逮捕しまして後によりやくばつたものを言つてくれる人が出てきたというのが現状でございます。

○稲葉誠一君 いろいろお聞きしたいこともありますが、これについてはきょうはこの程度にして、最終的に

尋ねをしておきたいのは、今の段階で、検察庁はこれを逮捕の容疑で起訴できる自信というか、そういうのはあるのでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) これは、現地の検事正の意見が新聞にも出ておったわけでございますが、あの時点におきましては、起訴するに熟していないといふことと、それからさらに引き続いて捜査を行なつて黒白を明らかにしたい、こういう気持を表明しておられるようです。私は、検察庁の考え方というものは、現時点において考えますと、そういう状態にあるのじゃないかというふうに思います。

○委員長(島島徳次郎君) 他に御発言もないようですから、本件に対する調査は一応この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和三十八年六月二十四日印刷

昭和三十八年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局